

取締役会評価の結果の概要

【補充原則4-11③】

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

当社では、アンケート方式での取締役による自己評価、監査役会・取締役会により、取締役会全体の分析・評価を行っております。

平成29年においては、外部機関の協力を得てアンケートを実施し、回答方法は外部機関に直接回答することで匿名性を確保いたしました。外部機関からの集計結果の報告を踏まえたうえで、取締役会の構成、意思決定プロセス、業績管理等の取締役会の運営状況、社外取締役へのサポート状況、取締役の職務執行状況等を確認した結果、当社取締役会の実効性は十分確保されているものと評価いたしました。

一方、取締役会の構成の多様性や変化し続ける経営環境に対する必要な知識の習得等の課題についても共有いたしました。

加えて当社は、「コーポレートガバナンスガイドライン」に定める各項目について、毎年、自己レビューを行うことにより経営システムの総点検を行っております。平成29年においては、概ねガイドラインに沿った運用がなされているものと評価します。

なお、一部条文については改正の決議を行っております。この改正は、高品質な商品を持続的に提供するための事業所への監査・確認方法を平成29年より変更していることから、合わせて条文を改正したものです。

今後も、取締役会の実効性と経営システムの向上に努めてまいります。

(取締役会評価)

第17条 取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示する。

2. 取締役会評価にあたっては、代表取締役会長（CEO）を実施責任者、経営管理本部長を実施担当者とし、評価を行う。

3. 監査役会は、毎年、取締役会の監督機能ならびに業務執行機能について、ビジネス、ガバナンス、リスク管理に関する事項等を含む取締役会全体の実効性について、監査役会としての分析・評価を行い、意見を述べる。当該評価に際しては、社外取締役へのヒアリング等を行ったうえで、取締役会のあり方について、建設的な意見を述べる。

(コーポレートガバナンスガイドライン第17条)